



平成26年

原告 特定非営利活動法人 空援隊

被告 国

原告準備書面5

平成28年1月19日

東京地方裁判所 民事 御中

原告訴訟代理人 弁護士 折田 泰宏

同 弁護士 浅井 亮

同 弁護士 小林 久子

本書面では、写真報告書（フィリピン、甲45）及び同（サイパン、甲46）について、その写真について詳述することとする。また、各写真の撮影場所（地域）について、別紙の地図上の写真番号を記すことで大まかな範囲を示している。

第1 写真報告書（フィリピン、甲45）

1 第3回調査（平成19年3月）

- ① セブ島ソゴ（＝ソゴド、Sogod）付近の農園の風景。このような農園の中からも遺骨が発見されている。
- ② ソゴ～イリハン（Ilihan）近辺。地元の住民が遺骨を集めてくれた。
- ③～⑤ 同上。集めた遺骨を並べた状況。この時点では、遺骨収集事業の

委託を受けていないため、この状態にしても収集することができなかった。

以上の写真によって、遺骨の調査の状況を示している。

2 第18回調査（平成21年3月）

⑥ レイテ島カンギポット（歓喜峰）を撮影したもの。日本軍が壊滅的な攻撃を受けた場所で、この周辺だけで1万人以上の日本兵が死亡したと言われている。

⑦～⑨ カンギポット周辺での遺骨収集状況。

⑩ ビザヤ諸島の中央にあるカモテス島（Camotes Islands）での遺骨収集状況。

以上の写真によって、遺骨の調査・収集の状況を示している。

3 第25回調査（平成21年11月）

⑪～⑬ イフガオ州フンドゥアン（Hungduan）における屋外での焼骨の状況。反対運動が起きるなどして中止の危機に瀕したが、町長と協議を行い一晩かけて4370体の遺骨の焼骨を行った。

4 第34回調査（平成22年7月）

⑭ ルソン島スービック（Subic）の建設中の火葬場を撮影したもの。

⑮ 火葬場開所式における在マニラ日本国総領事館加藤総領事のあいさつを撮影したもの。被告である国が火葬場の開所を祝い、その必要性を認めていることがわかる。

⑯ 同開所式の様子。

⑰～⑲ 火葬場での焼骨の様子。膨大な量の遺骨を焼骨しており、焼骨後、扇風機で冷却するなど諸作業を行うことが必要であったため、通常の火葬場では対応できなかった。また、土葬の文化であるフィリピンでは、火葬を忌み嫌うため屋外で遺骨を並べることはできない。

⑳ 火葬場での作業の様子。被告の職員星川氏も同席し、作業を行っていた。このことから、被告が火葬場を必要としていたことがわかる。

21 焼骨後の遺骨を整理し箱詰めしてバスに乗せた際の状況。

5 第59回調査（平成24年4月）

22～24 ルソン島スービック（Subic）の火葬場での作業の様子。

第2 写真報告書（サイパン、甲46）

1 第50回調査（平成23年8月、9月）

1,2 アチュガオ（Achugao）における発掘調査の状況。

3 同所における大雨の状況。

4～7 雨の後の状況。雨の間の作業の中止とその後重機を用いて水を掻き出すなど作業が大幅に遅れ、これによる費用も別途発生した。

8 バナデロ（Banadero）飛行場跡での焼骨式の様子。バナデロ飛行場の近隣にはスーサイドクリフという日本兵や一般市民が集団自決した場所がある。

9 同所における焼骨式での記念写真。衆議院議員とともに、在サイパン駐在官事務所長樋口領事も写っている。このことからサイパンでの調査の状況、特に雨による作業の遅れなどについて、被告は十分に状況を把握していたことがわかる。

2 第68回調査（平成25年3月）

10 アチュガオにおける発掘調査の際に米兵の遺骨が発見されたためグアム米軍の統合司令部司令官、及び、同じく危機管理官に、厚労省職員星川氏とともに事情を説明している様子。

11 同所における米兵遺骨の発見状況。

12,13 米兵の遺品、ドッグタグ。

3 第70回調査（平成25年5月、6月）

14～16 アチュガオにおける発掘調査の状況。

17 バナデロでの焼骨の様子。

18～20 アチュガオにおける調査時のシールドスクリーンの設置状況。シ

ールドスクリーンは、サイパンの沿岸資源管理部（the Division of Coastal Resources Management）からの指導により赤土流出を回避するための措置としてなされたもの。

当初は予定されていなかったが、これをしないままに作業を進めることができなかつたため、現地で調達し設置した。

4 第72回調査（平成25年7月）

21 アチュガオ発掘調査時における、米兵遺品発見状況。

22 同所における作業風景。

23,24 同所における発掘調査状況。被告厚労省の職員星川氏が写っている。

同氏は、米兵の遺骨発見状況を確認し、そのために諸費用が発生すること、これについて、本来被告が負担しなければならないものであることについて認識していた。

5 米兵遺骨発見時における現場維持経費発生状況

25,26 遺骨発見時における現場の保存状況。JPAC（※米国防総省配下の行方不明兵士捜索チーム）の指示によりテントを設置し、周囲にカバーを張るなどの措置をとっている。そのうえで、JPACの調査が行われるため、その間は作業が中断され、行程に遅れが生じた。措置に要した費用はもちろん、作業に遅れが生じたことで発生する機材、人件費等の諸費用増加分についても作業を進めるうえで不可欠な費用であったが、原告が負担している。

27 JPACの考古学者及び人類学者が作業している様子。

以上

別紙1…フィリピン全土の地図上に写真場所を示したもの。

別紙2…フィリピンの写真のうち番号1ないし10までを示したもの。

別紙3…フィリピンの写真のうち番号11ないし20までを示したもの。

別紙4…サイパン島の地図上に写真場所を示したもの。



81.6A1



別紙2



別紙3



別紙4